平成２３年（フ）第２３号
大分市坂ノ市中央４丁目４番15号
債務者　姫野　富男
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　碓井　啓己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２１２４号
札幌市北区新琴似11条８丁目５番１号　ウエスト・ビレッジ118―103号
債務者　吉田　忠明
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　直継
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８２号
愛知県半田市亀崎高根町６丁目43番地の２　シャルム福島２―２号
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴垣　幹生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５８号
北九州市小倉南区富士見１丁目５番35―401号
債務者　倉田　暁彦
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　勇治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３５５号
和歌山市六十谷543番地
債務者　加納屋こと　加納　理宏
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森崎　有治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４１号
埼玉県川口市本町３丁目９番12号
債務者　杉田　　明
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　宏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４２号
埼玉県川口市本町３丁目９番12号
債務者　杉田　愛子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　宏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４３号
埼玉県川口市北園町31番18号
債務者　杉田　昭博
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　宏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４４８号
熊本市上通町５番40号
債務者　福島　聖子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衛藤　二男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２７６号
沖縄県那覇市西１丁目11番６号３階
債務者　中島　　淳
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲里　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４１５号
岐阜県関市倉知1497番地
債務者　橋野　六男
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　幸江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２０号
新潟県佐渡市新穂潟上48番地１
債務者　渡邊　　豊
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第３８号
鳥取県境港市渡町782番地２
債務者　戎原　祥文
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２６６号
北海道北斗市常盤３丁目３番13号
債務者　川口　昌志
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３２０号
北海道北斗市本町３丁目16番３号
債務者　谷上　昌代
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３２８号
函館市富岡町１丁目48番12号
債務者　春井　深雪
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１５９号
群馬県太田市寺井町708番地５
債務者　小島　　実
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１６１号
群馬県太田市新田小金町５番地333
債務者　杉戸　孝之
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
前橋地方裁判所太田支部